

補装具費支給制度と介護保険の福祉用具の適用関係について

令和8年9月作成
高齢者あんしん課

厚生労働省から、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度と、介護保険制度による福祉用具貸与の適用関係について、相談対応やケアプラン作成時の留意事項が示されました。

地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所におかれましては、対象となる方への説明や、関係職種間の情報共有についてご配慮ください。

1 基本的な考え方

補装具と介護保険の福祉用具で重複する品目については、原則として介護保険による福祉用具の利用が優先されます。

重複する主な品目は、次のとおりです。

車いす	歩行器	歩行補助つえ
-----	-----	--------



ただし、介護保険の福祉用具は、標準的な既製品の中から選択することになります。

そのため、**医師や身体障害者更生相談所等により、利用者の身体状況に個別に対応する必要があると判断される場合には、介護保険の被保険者であっても、補装具費支給制度を利用できる場合があります**。例えば、標準的な既製品では対応できず、オーダーメイド等による製作が必要な場合が該当します。

2 相談を受けた際に確認していただきたいこと

- 介護保険の被保険者になる前の補装具の利用状況
車いす等の利用について相談を受けた場合は、**介護保険の被保険者となる前に、補装具を利用していたかどうかを確認**してください。

過去に補装具を利用していた場合は、介護保険の被保険者となった後も、補装具の利用が適している可能性があります。

確認に当たっては、次のような事項を参考にしてください。

- これまで補装具を利用していたか。
- どのような補装具を利用していたか。
- 既製品ではなく、本人の身体状況に合わせて製作されたものか。
- 現在使用している補装具で、身体状況や生活上の課題に対応できているか。
- 医師等から個別の対応が必要と説明されているか。

3 利用者本人への説明について

要件を満たす場合には、補装具費支給制度と介護保険の福祉用具のいずれも利用できる可能性があります。

そのため、介護保険の被保険者であることだけを理由に、補装具費支給制度を利用できないと説明することのないようご注意ください。

利用者本人に対して、次の内容を分かりやすく説明してください。

- 重複する品目は、原則として介護保険の福祉用具が優先されること。
- ただし、身体状況に個別に対応する必要がある場合は、補装具費支給制度を利用できる場合があること。
- 補装具と介護保険の福祉用具のどちらを利用するかは、制度の要件や身体状況を確認した上で、最終的には利用者本人が判断すること。
- 補装具の利用を検討する場合は、福祉課 障がい福祉係への相談が必要となること。

利用者本人が利用可能な制度を理解した上で、希望する制度を適切に選択できるよう支援してください。

4 ケアプラン作成時の対応

補装具と介護保険の福祉用具のどちらを利用するか検討する際は、ケアプラン作成の過程で、関係職種間の情報共有を行ってください。

共有・検討する情報の例は、次のとおりです。

- 利用者の身体状況
- 障がいの状況
- これまでの補装具の利用実績
- 現在使用している補装具の種類や仕様
- 既製品で対応可能かどうか
- オーダーメイド等による個別対応の必要性
- 利用者本人の希望
- 介護保険の福祉用具を利用した場合の適合状況
- 補装具費支給制度の利用についての相談状況

必要に応じて、次の関係機関（主治医、福祉用具専門相談員、福祉課 障がい福祉係、高齢者あんしん課 地域包括ケア推進係・介護認定係等）と相談をしてください。

5 相談対応の流れ（参考）

相談を受けた場合は、次のような流れで対応してください。

Step 1 相談内容を確認

利用を希望する品目が、補装具と介護保険の福祉用具の重複品目に該当するか確認します。



Step 2 過去の補装具利用を確認

介護保険の被保険者となる前の補装具利用の有無、利用していた補装具の種類や仕様を利用者に確認します。



Step 3 利用者本人へ制度を説明

介護保険が原則優先であることに加え、要件を満たす場合には補装具費支給制度を利用できる場合があることを説明します。



Step 4 関係職種で情報共有

身体状況、利用者本人の希望、既製品による対応の可否など判断に迷う場合は、地域包括支援センター職員または介護支援専門員・福祉課 障がい福祉係・高齢者あんしん課 介護認定係で協議を行います。



Step 5 必要な窓口へ相談

補装具費支給制度の利用が適している可能性がある場合は、福祉課 障がい福祉係へご相談ください。

6 市への相談について

補装具費支給制度と介護保険の福祉用具の適用について判断に迷う場合や、補装具の利用が適している可能性がある場合は、利用者本人の意向を確認した上で、次の担当課へご相談ください。

- 介護保険制度・福祉用具に関すること
【要支援 1～2】日向市 高齢者あんしん課 地域包括ケア推進係 電話：6 6－1 0 2 2
【要介護 1～5】日向市 高齢者あんしん課 介護認定係 電話：6 6－1 0 2 3

- 補装具費支給制度・障害福祉に関すること
日向市 福祉課 障がい福祉係 電話：6 6－1 0 1 9

まとめ

- 補装具と介護保険の福祉用具が重複する場合は、介護保険の福祉用具が原則として優先されます。
- 一方で、標準的な既製品では対応できず、利用者の身体状況に応じた個別の対応が必要な場合には、介護保険の被保険者であっても補装具費支給制度を利用できる場合があります。
- 相談・ケアプラン作成の際は、次の点を特にご確認ください。
- 介護保険の被保険者となる前の補装具利用実績を確認する。
- 補装具費支給制度を利用できる場合があることを利用者本人に説明する。
- 利用者の身体状況や希望を関係職種間で共有する。
- 判断に迷う場合は、福祉課（障がい福祉係）、高齢者あんしん課（地域包括ケア推進係・介護認定係）に相談する。

【参考資料】

厚生労働省「介護保険最新情報 Vol.1542、令和 8 年 9 月 10 日発出」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給制度と介護保険制度の適用関係等について」